

8 輸 国 第 2 2 5 6 号

関税割当公表第81号の3

令和8年度のでん粉等の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号に規定するもの。以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和8年10月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 でん粉等
- 2 用途及び割当数量（括弧内：令和8年度のでん粉等の関税割当てについて（令和8年4月1日付け7輸国第4955号関税割当公表第81号の2）に基づく割当ての残量）
 - (1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第35.05項に掲げるものに限る。）を除く。）の製造に使用するもの

- をいう。) 5,142.0トン (うち5,142.0トン)
- (2) 化工でん粉用 (デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、
ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。)
- 6,786.0トン (うち 86.0トン)
- (3) その他用 3,648.2トン (うち3,648.2トン)

3 通関期限 令和9年3月31日

第2 第3次公表

本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和8年度の割当て以降、
令和9年1月8日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場
合において、これらを合計した数量の割当てについては、別途公表 (第
3次公表) する。

第3 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要
な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度のでん粉等
の関税割当てについて (令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表
第81号) によるものとする。